

(経過措置)

- 2 改正後のつくばみらい市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和3年2月26日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

介護認定申請数の増に対応するため、介護認定審査会の委員の定数を増やすもの。
第8期介護保険事業計画を策定し、令和3年度から令和5年度までの介護保険料を算定したことによる、対象年度等を変更するもの。
保険料額算定時の控除額の特例を設定するもの。
これらに対応するため、条例の一部を改正するものです。

いずれにも該当しないもの

イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 95,800円

ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号の
いずれにも該当しないもの

イ (略)

(9)～(13) (略)

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,160円とする。
- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度における保険料率は同号の規定にかかわらず、31,930円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度における保険料率は同号の規定にかかわらず、44,700円とする。

第7条及び第8条 削除

いずれにも該当しないもの

イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 95,800円

ア 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号の
いずれにも該当しないもの

イ (略)

(9)～(13) (略)

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,160円とする。
- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は同号の規定にかかわらず、31,930円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は同号の規定にかかわらず、44,700円とする。

(普通徴収の特例)

第7条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額(市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)を、それぞれ

れの納期に係る保険料として普通徴収する。

- 2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等)

第8条 前条第1項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に市長に同項の規定によって徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第1項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。

附 則

1～16 (略)

(新設)

附 則

1～16 (略)

(令和3年度から令和5年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

17 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和4

40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金に係る所得が含まれている者の令和3年度の保険料率の算定についての第4条第1項(第6号7, 第7号7, 第8号7, 第9号7, 第10号7, 第11号7, 第12号7及び第13号に係る部分に限る。)の規定の適用については, 同項第6号7中「租税特別措置法」とあるのは, 「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については, 同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には, 0とする。)によるものとし, 租税特別措置法」とする。

18 前項の規定は, 令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において, 同項中「令和2年」とあるのは, 「令和3年」と読み替えるものとする。

19 附則第17項の規定は, 令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において, 同項中「令和2年」とあるのは「令和4年」と読み替えるものとする。